

# ■ 永安館の改築工事のお知らせと施設利用について

昭和 42 年に供用を開始した永安館は、老朽化が著しい状況から、関係地域の皆さまのご理解を得て、このたび南佐渡地区の火葬場（三香苑）と統合し、現在の永安館敷地に改築を行うことになりました。

新施設の概要は、鉄筋コンクリート造り 2 階建、ダイオキシン類をはじめ環境基準を十分達成できる高度な集じん装置を設けるとともに、緑豊かな周辺の環境に配慮した和風基調の施設設計となっています。

また、現在の火葬施設を利用しながら改築工事を行い、新火葬炉を利用しての 1 次供用開始は平成 26 年 12 月、新しい待合室を含む全体供用開始は平成 27 年 9 月を予定しています。

なお、工事期間中は何かとご迷惑をお掛けしますが、施設利用については火葬場予約の際にお知らせしますので、ご理解とご協力をお願いします。



永安館改築工事 完成イメージ図

## 施設概要

敷地面積約 5,800㎡、延床面積約 1,057㎡、  
火葬炉 2 炉、エントランスホール、告別ホール、  
待合室 3 室、収骨室 2 室、駐車場

## お問い合わせ

市役所環境対策課 環境対策係

☎ 6 3 - 3 1 1 3

# ■ 所得税・市民税にかかる 「障害者控除対象者認定書」を交付します

65 歳以上の方で、身体や日常生活の状況などが障がい者と同じ程度であると認められる場合は、身体障害者手帳等の交付を受けていない方でも、所得税や市民税の障害者控除が適用されます。

そのためには、市の認定が必要になります。認定を希望される方は、市役所高齢福祉課または各支所・行政サービスセンターの高齢福祉担当窓口で申請してください。

認定書の交付には 1 週間ほどかかりますので、交付を希望される方は、確定申告をされる前に早めに申請してください。

なお、申請の際には、印鑑を持参してください。

## 対象者の目安

- 年齢が平成 25 年 12 月 31 日現在で 65 歳以上の方
- 身体障害者手帳または療育手帳をお持ちでない方
- 介護保険の認定を受けている方

※なお、審査の結果、対象にならない方もいますので、ご了承ください。

※一度認定書の交付を受けた方で、その後、状態に変わりのない方は、以前交付された認定書をそのまま使用することができます。申告相談窓口で認定書を提示し、状態に変わりが無いことをお伝えください。

## 認定書申請に関するお問い合わせ

市役所高齢福祉課 高齢福祉係（本庁舎 1 階）

☎ 6 3 - 3 7 9 0

または各支所・行政サービスセンター 高齢福祉担当

## 確定申告に関するお問い合わせ

市役所税務課 市民税係（本庁舎 1 階）

☎ 6 3 - 5 1 1 0

## 畑野商工会青年部 イルミネーションのお知らせ HAPPY TIME PLACE

期間 平成 26 年 1 月 11 日(土)まで

時間 午後 5 時 30 分～（予定）

※天候により日時等に変更がある場合があります。

場所 畑野行政サービスセンター  
入口 時計台周辺

内容 時計台装飾、雪だるまとトナカイの装飾、手作りツリー装飾、流れ星、アーチ型トンネル装飾等（予定）

## お問い合わせ

畑野商工会 ☎ 6 6 - 2 4 5 8